

志木市地域防災計画



平成 30 年 3 月

志木市防災会議

第1編 総則

総則編_目次

第1編 総則

第1章 計画の策定	1
第1節 計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の構成	1
4 計画の運用	3
第2節 志木市総合振興計画との関係	5
1 志木市総合振興計画の概要	5
2 志木市総合振興計画における防災施策	6
第2章 防災関係各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1節 志木市	7
第2節 消防本部（朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部）	8
第3節 県及び県の機関	8
第1 埼玉県	8
第2 県の機関	9
1 南西部地域振興センター（県災害対策支部（朝霞支部））	9
2 朝霞県土整備事務所	9
3 朝霞保健所	9
4 さいたま農林振興センター	9
5 南部教育事務所	10
6 朝霞警察署	10
第4節 指定地方行政機関	10
1 農林水産省関東農政局	10
2 気象庁東京管区气象台（熊谷地方气象台）	11
3 国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所、大宮国道事務所）	11
4 埼玉労働局さいたま労働基準監督署	12
第5節 自衛隊（陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊）	12
第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関	12
1 東日本電信電話株式会社、NTTドコモ株式会社	12
2 KDDI株式会社	13
3 東京電力パワーグリッド株式会社（志木支社）	13
4 日本郵便株式会社（志木郵便局）	13
5 大東ガス株式会社	13
6 東武鉄道株式会社（志木駅及び柳瀬川駅）	13
7 （一社）埼玉県トラック協会	13
8 （一社）埼玉県LPガス協会	13
第7節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割	13
1 朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会	13

2	志木市社会福祉協議会	14
3	志木市商工会	14
4	あさか野農業協同組合（志木支店）	14
5	病院等経営者	14
6	社会福祉施設経営者	14
7	東武バスウエスト株式会社（新座営業事務所）	14
8	国際興業株式会社（西浦和営業所）	14
9	志木市建設業防災協力会	14
第3章	市民、自主防災組織、自警消防隊及び事業所の基本的役割	15
第1節	市民の果たす役割（自助）	15
第2節	自主防災組織、自警消防隊の果たす役割（共助）	16
第3節	事業所の果たす役割	16
第4章	志木市の防災環境	19
第1節	自然的条件	19
1	地形	19
2	地質	19
3	活断層	20
4	河川	21
5	気象	21
第2節	社会的条件	23
1	人口	23
2	建物	25
3	交通	27
4	土地利用	27

第1編 総則

第1章 計画の策定

第1節 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、志木市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であって、志木市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関の全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

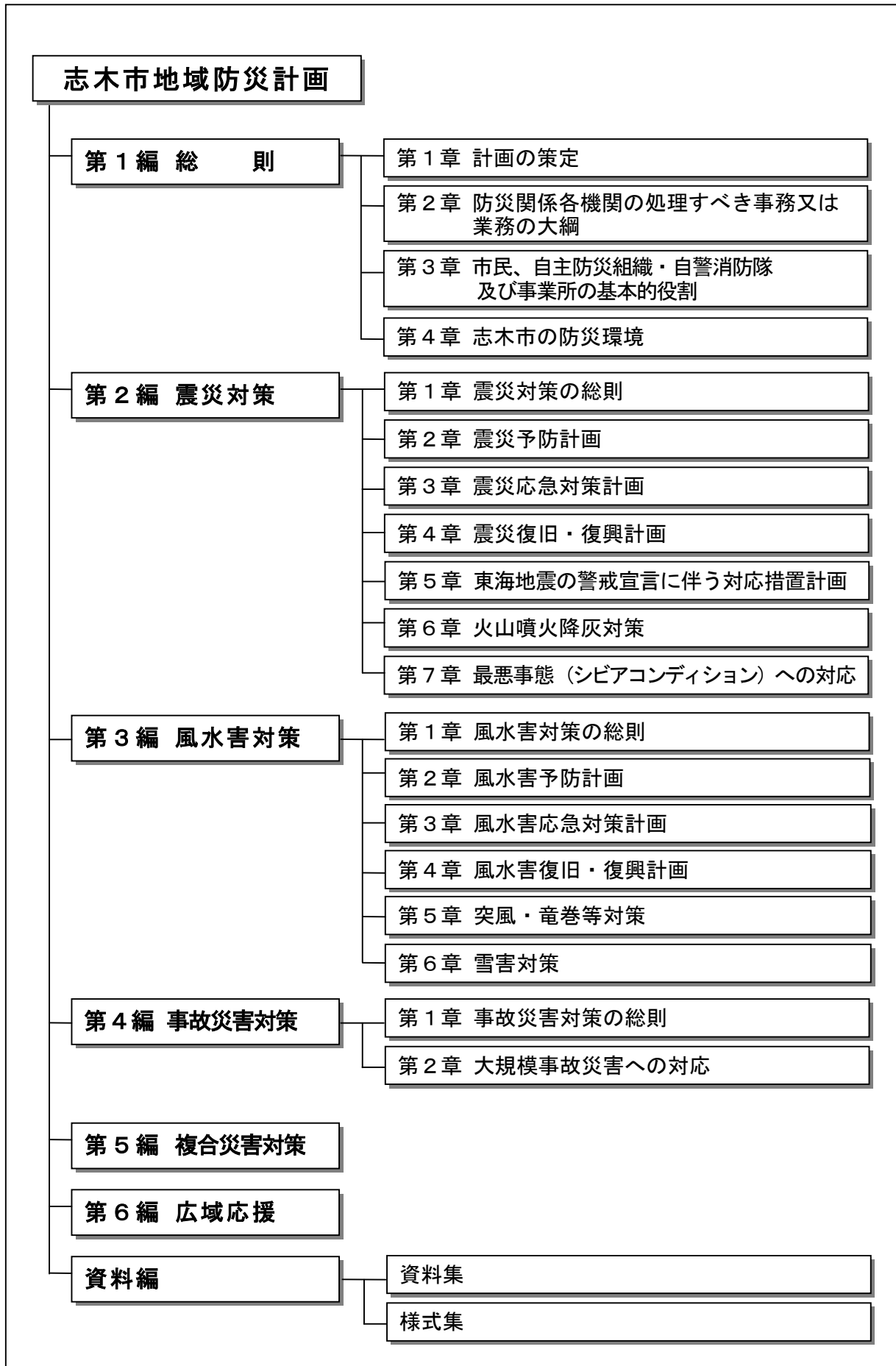
本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、本市が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

3 計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は次に示すとおりである。

■ 志木市地域防災計画の構成

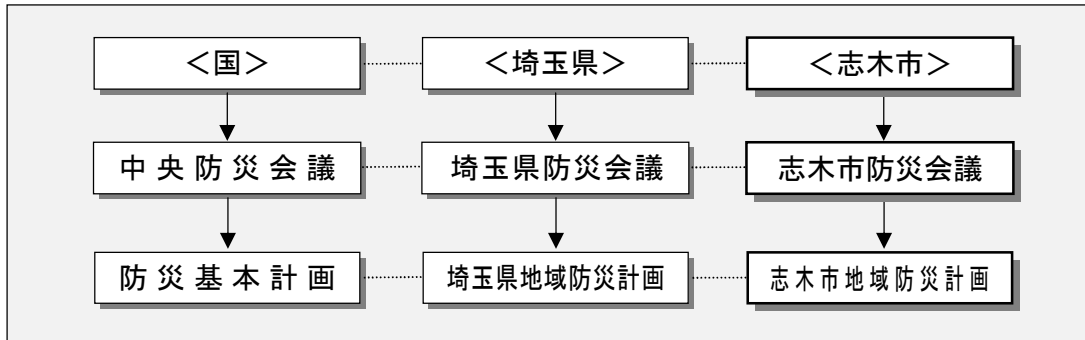


4 計画の運用

(1) 他計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係



(2) 計画の効果的な推進

市は、地域防災計画を効果的に推進するため、上位計画である埼玉県地域防災計画を参考に、以下の事項に配慮するものとする。

ア 自助、共助による取り組みの推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取り組みを進めていく。

イ 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

ウ 広域的な視点

本市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、本市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

エ 人的ネットワークの強化

市は、県、防災関係機関、協定締結団体及び自主防災組織等の地域コミュニティと、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

オ 計画の効果的推進に向けた取り組み

市は、本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取り組みを進めるものとする。

また、市は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

- 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

(3) 計画の修正

市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

(4) 計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

(5) 計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| ① | 災害対策本部 | 志木市災害対策本部 |
| ② | 地区本部 | 志木市地区災害対策本部 |
| ③ | 本部長 | 志木市災害対策本部本部長 |
| ④ | 地域防災計画 | 志木市地域防災計画 |
| ⑤ | 消防本部 | 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部 |
| ⑥ | 消防署 | 朝霞地区一部事務組合志木消防署 |
| ⑦ | 地区医師会 | 朝霞地区医師会 |
| ⑧ | 災対法 | 災害対策基本法 |
| ⑨ | 激甚法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |
| ⑩ | 防災関係機関 | 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等 |

第2節 志木市総合振興計画との関係

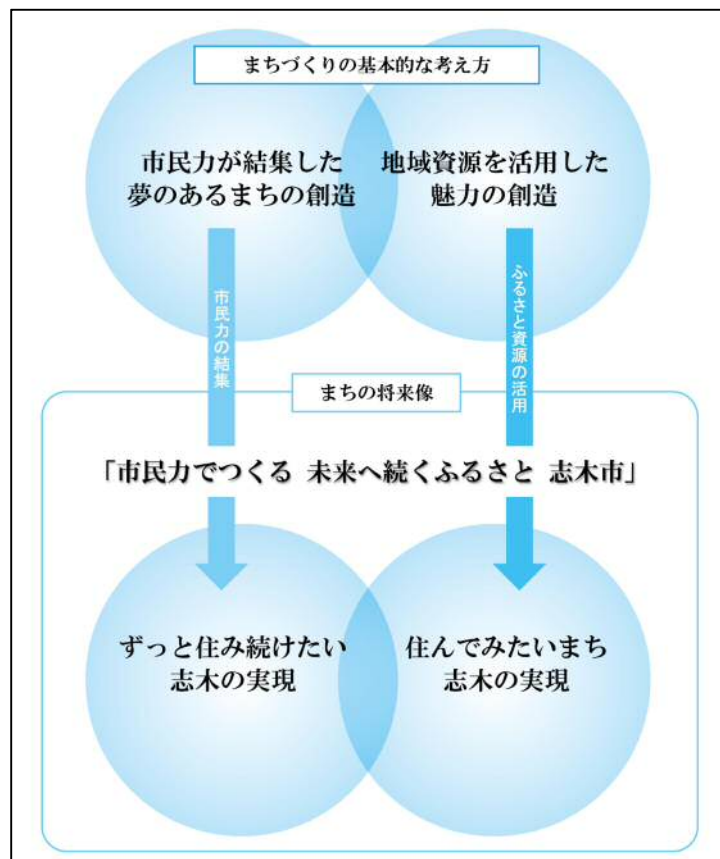
1 志木市総合振興計画の概要

(1) 計画の策定経緯

本市は、昭和45年の市制施行以来、これまで4次にわたる総合振興計画を策定し、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「第四次志木市総合振興計画・基本構想」では、まちづくりの指針として「みんなで創る、みんなのふるさと、かがやく志木市」を将来都市像に掲げ、都市基盤の整備や市民福祉の向上に努めてきた。

平成23年5月に地方自治法が改正され、これまで市町村に義務づけられていた「基本構想」の策定義務が撤廃されたが、本市では、計画的に位置づけた体系の中で、引き続き、持続可能で未来に夢が持てるまちづくりを推進していくため、志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）を策定した。

■まちの将来像のイメージ

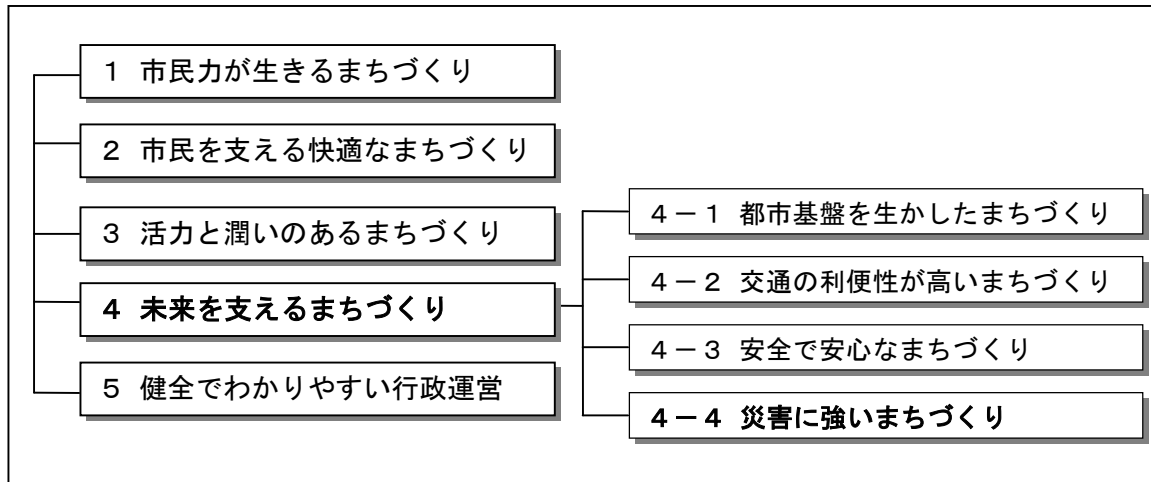


(2) 計画における施策の大綱

本市は、まちの将来像を実現するため、まちづくりの基本的な考え方に従い、施策の大綱を以下のように定めた。

なお、防災に係る施策は、「4. 未来を支えるまちづくり」の「4-4 災害に強いまちづくり」に位置づけられている。

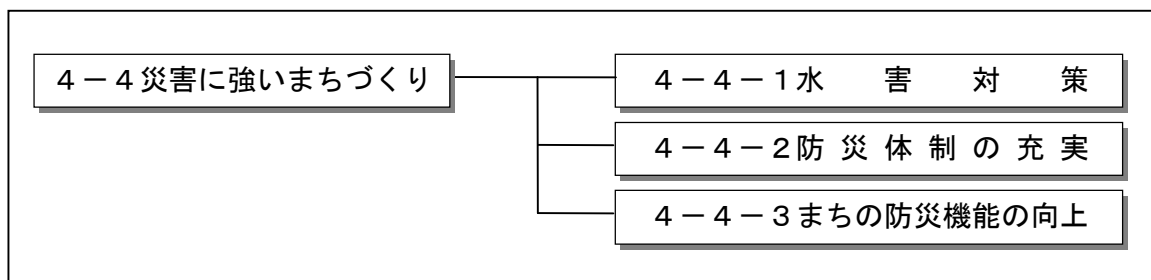
■施策の柱と基本的施策



2 志木市総合振興計画における防災施策

本市の基本的施策の一つである「未来を支えるまちづくり」の防災面からの施策は、「災害に強いまちづくり」と位置づけられ、次に示す3つの柱から構成されている。

■防災施策の体系



■災害に強いまちづくりの実現に向けた主な事業と担当課

- 可搬式ポンプ整備事業 (防災危機管理課)
- 雨水流出抑制対策事業 (道路課)
- 排水機場維持管理事業 (道路課)
- 赤野毛排水路整備事業 (道路課)
- 排水施設維持管理事業 (道路課)
- 水 害 対 策 事 業 (防災危機管理課)
- 防災行政無線維持事業 (防災危機管理課)
- 防災意識の啓発事業 (防災危機管理課)
- 自主防災組織支援事業 (防災危機管理課)
- 災 害 対 策 事 業 (防災危機管理課)
- 防災用備蓄品等整備事業 (防災危機管理課)
- 住宅の耐震化補助事業 (建築開発課)

第2章 防災関係各機関の処理すべき事務

又は業務の大綱

第1節 志木市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号(1)市の機関、施設等』参照

<災害予防対策>

- ① 防災に関する組織の整備に関すること
- ② 防災に関する訓練の実施に関すること
- ③ 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- ④ 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること
- ⑤ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
- ⑥ 防災に関する都市計画の推進等に関すること
- ⑦ 広域一時滞在等に関する協定の締結に関すること
- ⑧ 市民の防災力の向上に関すること
- ⑨ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること

<災害応急対策>

- ① 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること
- ② 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示等に関すること
- ③ 消防、水防その他の応急措置に関すること
- ④ 被災者の救護、救助及び保護に関すること
- ⑤ 広域一時滞在等に関すること
- ⑥ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること
- ⑦ 施設及び設備の応急復旧に関すること
- ⑧ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること
- ⑨ 緊急輸送の確保に関すること
- ⑩ 飲料水の供給活動の実施に関すること
- ⑪ 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること
- ⑫ その他、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること

<災害復旧・復興>

- ① 災害復旧・復興の基本方針の作成に関すること
- ② 被災者、被災事業者の自立支援に関すること
- ③ 公共土木施設の災害復旧に関すること

第2節 消防本部（朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部）

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（2）消防機関』参照

<災害予防対策>

- ① 地域の防災性向上対策に関する事
- ② 出火防止対策に関する事
- ③ 初期消火対策に関する事
- ④ 火災の拡大防止対策に関する事
- ⑤ 救急・救助対策に関する事
- ⑥ 避難対策に関する事
- ⑦ 防災都市づくりへの参画推進に関する事
- ⑧ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事

<災害応急対策>

- ① 消防・救急・救助活動を要する状況の把握措置に関する事
- ② 消防初動体制措置に関する事
- ③ 消防・救急・救助活動措置に関する事
- ④ 避難区域の設定措置に関する事

第3節 県及び県の機関

県は、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次の事項を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。（災対法第4条第1項）

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（4）県等の機関』参照

第1 埼玉県

<災害予防対策>

- ① 防災に関する組織の整備に関する事
- ② 防災に関する訓練の実施に関する事
- ③ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事
- ⑤ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事

<災害応急対策>

- ① 警報の発令及び伝達に関する事
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事
- ③ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- ④ 被災者の食糧等の確保及び輸送に関する事

- ⑤ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事
- ⑥ 施設及び設備の応急復旧に関する事
- ⑦ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事
- ⑧ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
- ⑨ 緊急輸送の確保に関する事
- ⑩ 応急仮設住宅の設置及び被災者住宅に関する事
- ⑪ その他、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事

第2 県の機関

1 南西部地域振興センター（県災害対策支部（朝霞支部））

- ① 災害応急対策組織の整備に関する事
- ② 災害情報の収集及び報告に関する事
- ③ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- ④ 災害現地調査に関する事
- ⑤ 災害対策現地報告に関する事
- ⑥ 災害応急対策に必要な応援措置に関する事

2 朝霞県土整備事務所

- ① 降水量、水位等の観測通報に関する事
- ② 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事
- ③ 水防管理団体との連絡指導に関する事
- ④ 県管理の河川、道路、橋梁等の被害状況の調査及び応急修理に関する事

3 朝霞保健所

- ① 保健衛生関係の情報収集に関する事
- ② 医薬品等の備蓄・調達に関する事
- ③ 感染症に係る調査指導及び防疫活動に関する事
- ④ 医療機関等の保健医療活動の調整支援
- ⑤ 医療救護班の編成・派遣に関する事
- ⑥ 動物愛護、特定動物飼養施設に関する事
- ⑦ 飲料水・食品の衛生・指導に関する事

4 さいたま農林振興センター

- ① 農作物、家畜、農地及び農業用施設の被害状況の調査に関する事
- ② 農業災害融資に関する事
- ③ 主要農産物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関する事
- ④ 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事
- ⑤ 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関する事

5 南部教育事務所

- ① 教育関係の被害状況の調査に関する事
- ② 公・私立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事
- ③ 応急教育実施の予定場所の指導に関する事
- ④ 教育実施者の確保に関する事
- ⑤ 応急教育の方法及び指導に関する事
- ⑥ 教科書及び教材等の配給に関する事
- ⑦ 指定文化財の保護に関する事
- ⑧ 被害地学校の保健指導に関する事
- ⑨ 被害地学校の給食指導に関する事

6 朝霞警察署

- ① 災害情報の収集・伝達及び広報に関する事
- ② 警告及び避難誘導に関する事
- ③ 人命の救助及び負傷者の救護に関する事
- ④ 交通秩序の維持に関する事
- ⑤ 犯罪の予防検挙に関する事
- ⑥ 行方不明者の捜索と検視（死体見分）に関する事
- ⑦ 漂流物の処理に関する事
- ⑧ その他、治安維持に必要な措置に関する事

第4節 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てをあげて防災に関し万全の措置を講じる責務を有する。

（災対法第3条第1項）

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（5）国の機関』参照

1 農林水産省関東農政局

<災害予防対策>

- ① ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事

<災害応急対策>

- ① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事
- ② 飲食糧品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安全供給に関する事
- ③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事
- ④ 営農技術指導、家畜の移動に関する事
- ⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事
- ⑥ 応急用食糧・物資の支援に関する事
- ⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事
- ⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関する事
- ⑨ 関係職員の派遣に関する事

<災害復旧対策>

- ① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
- ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

2 気象庁東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- ① 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- ② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること
- ③ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること
- ④ 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること
- ⑤ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること
- ⑥ 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと
- ⑦ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

3 国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所、大宮国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

<災害予防対策>

- ① 地震対策の推進に関すること
- ② 危機管理体制の整備に関すること
- ③ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること
- ④ 防災教育等の実施に関すること
- ⑤ 防災訓練に関すること
- ⑥ 再発防止対策の実施に関すること

<災害応急対策>

- ① 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること
- ② 活動体制の確保に関すること
- ③ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること
- ④ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること
- ⑤ 災害時における応急工事等の実施に関すること
- ⑥ 災害発生時における交通等の確保に関すること
- ⑦ 緊急輸送に関すること
- ⑧ 二次災害の防止対策に関すること
- ⑨ ライフライン施設の応急復旧に関すること
- ⑩ 地方公共団体等への支援に関すること
- ⑪ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること

- ⑫ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること
- ⑬ 被災者・被災事業者に対する措置に関すること

＜災害復旧等＞

- ① 災害復旧の実施に関すること
- ② 都市の復興に関すること
- ③ 被災事業者等への支援措置に関すること

4 埼玉労働局さいたま労働基準監督署

- ① 工場、事業場における労働災害の防止に関すること
- ② 職業の安定に関すること

第5節 自衛隊（陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊）

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（5）国の機関』参照

＜災害派遣の準備＞

- ① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
- ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ③ 県防災計画と合致した防災訓練の実施

＜災害派遣の実施＞

- ① 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること
- ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

（災対法第6条第1項）

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（6）指定公共機関・指定地方公共機関等』参照

1 東日本電信電話株式会社、NTTドコモ株式会社

- ① 電気通信設備の整備に関すること
- ② 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
- ③ 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

2 KDDI株式会社

- ① 重要通信の確保に関する事
- ② 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事

3 東京電力パワーグリッド株式会社（志木支社）

- ① 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- ② 災害時における電力供給に関する事

4 日本郵便株式会社（志木郵便局）

- ① 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事
- ② 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事

5 大東ガス株式会社

- ① ガス関連施設の災害復旧及び安全確保に関する事
- ② ガスの供給の確保に関する事

6 東武鉄道株式会社（志木駅及び柳瀬川駅）

- ① 鉄道施設等の安全保安に関する事
- ② 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

7 （一社）埼玉県トラック協会

- ① 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事

8 （一社）埼玉県LPガス協会

- ① LPガス供給施設の安全保安に関する事
- ② LPガスの供給の確保に関する事
- ③ カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事
- ④ 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事

第7節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

1 朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会

- ① 医療及び助産活動の協力に関する事
- ② 防疫その他衛生活動の協力に関する事
- ③ 災害時における医療救護活動の実施に関する事

2 志木市社会福祉協議会

- ① ボランティアの受け入れに関する事
- ② 本部、地区本部、避難所との調整に関する事
- ③ 要配慮者の支援に関する事

3 志木市商工会

- ① 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事
- ② 災害時における物価安定についての協力に関する事
- ③ 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事

4 あさか野農業協同組合（志木支店）

- ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
- ② 農作物の災害応急対策の指導に関する事
- ③ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事
- ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事
- ⑤ 農作物の需給調整に関する事

5 病院等経営者

- ① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事
- ② 被災時の病人等の収容、保護に関する事
- ③ 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事

6 社会福祉施設経営者

- ① 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事
- ② 災害時における収容者の保護に関する事

7 東武バスウエスト株式会社（新座営業事務所）

- ① 災害時における車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

8 国際興業株式会社（西浦和営業所）

- ① 災害時における車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

9 志木市建設業防災協力会

- ① 地震・水害等の防ぎよ及び災害復旧に関する事
- ② その他防災への協力に関する事

第3章 市民、自主防災組織、自警消防隊 及び事業所の基本的役割

平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）及び平成28年（2016年）熊本地震をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが防災についての知識と行動力を身に付け、「自助（自らの安全は自らが守る）」、「共助（共に協力しあい地域を守る）」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

市民は、この原点に立って、日ごろから非常食糧などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動等の防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化や防災訓練の実施等、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

第1節 市民の果たす役割（自助）

市民が、災害による被害を軽減及び拡大防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

<p>平常時に 実施する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災に関する知識の習得 ➤ 過去の災害から得られた教訓の伝承 ➤ 地域環境の災害特性の理解と認識 ➤ 家屋等の耐震化の促進 ➤ 家具の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策 ➤ ブロック塀等の改修及び住居回りの安全点検・改修 ➤ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置 ➤ 避難所、避難経路の確認 ➤ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄（最低3日分（推奨1週間分）） ➤ 防災用品、非常持出品の準備 ➤ 震災時の家族間の連絡方法の確認 ➤ 市や県等が実施する防災訓練への参加 ➤ 地震保険への加入
<p>発災時に 実施する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 正確な情報の把握及び伝達 ➤ 確実な出火防止措置及び初期消火の実施 ➤ 適切な避難の実施 ➤ 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2節 自主防災組織、自警消防隊の果たす役割（共助）

町内会等により組織化された自主防災組織、自警消防隊が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項並びに災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

<p>平常時に 実施する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災に関する知識の普及・啓発 ➤ 地区内の危険箇所の把握 ➤ 避難所、避難路の確認 ➤ 地区内の要配慮者の把握 ➤ 初期消火訓練の実施 ➤ 水防訓練の実施 ➤ 避難誘導訓練の実施 ➤ 救援救護訓練の実施 ➤ 地元商店街等との連携 ➤ 防災資機材の備蓄、管理
<p>発災時に 実施する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整 ➤ 火災の初期消火と災害対策本部及び関係機関への連絡 ➤ 人員の確認、地域住民の避難誘導 ➤ 要配慮者の安否確認、避難誘導及び安全確保 ➤ 負傷者の救護、医療機関との連携 ➤ 避難所開設への協力 ➤ 避難所運営への積極的な協力 ➤ 被害状況、災害情報の収集・報告・広報 ➤ 救援物資の受入れ、配分 ➤ 食糧、飲料水の調達、配分 ➤ 防災資機材の活用

第3節 事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

第3章 市民、自主防災組織、自警消防隊及び事業所の基本的役割

<p>平常時に 実施する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災責任者の育成 ➤ 建築物の耐震化等による安全性の確保 ➤ 建築物の風水害対策 ➤ 施設、設備の安全管理 ➤ 防災訓練の実施 ➤ 従業員に対する防災知識の普及 ➤ 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成 ➤ 防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成 ➤ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定 ➤ 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など） ➤ 地域防災活動への参加、協力 ➤ 防災資機材の備蓄と管理 ➤ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄 ➤ 広告、外装材等の落下防止
<p>発災時に 実施する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 正確な情報の把握及び伝達 ➤ 出火防止措置、初期消火の実施 ➤ 従業員、利用者等の避難誘導 ➤ 応急救助・救護 ➤ ボランティア活動への支援 ➤ 帰宅困難な従業員への支援 ➤ 重要業務の継続及びそのために必要な措置

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市民、自主防災組織、自警消防隊及び事業所の基本的役割

第4章 志木市の防災環境

第1節 自然的条件

1 地形

本市の地形は、東北部の荒川とその支流の新河岸川とに挟まれる低地、南西部の志木駅周辺の武蔵野台地、台地の侵食により形成された柳瀬川沿いの低地の3つに大別される。

(1) 荒川低地

荒川沿いの低地は、志木市付近では標高が5m前後であり、自然堤防、氾濫平野、盛土地等の微地形（台地や氾濫平野、自然堤防等、主として風水害等により形成される地形）が見られる。

この荒川低地は、志木市内の微地形や最近の水害からみて、荒川堤外地、新河岸川の旧堤防の堤外地、荒川堤防と新河岸川の旧堤防とに挟まれる堤内地の3つに細分できる。

(2) 武蔵野台地

志木市南西部には標高10m～20mの台地がある。この台地は古多摩川の扇状地としてつくられたものであり、北側に緩く傾斜しており、武蔵野台地と呼ばれている。荒川低地及び後述の柳瀬川低地とは、崖線数メートルの崖又は斜面になっている。武蔵野台地は、水害の危険性の小さい安全な台地である。その中であって、台地上の表流水の集中によって谷底平野や浅い谷が部分的に形成されている。

台地周縁部は、柳瀬川や新河岸川の侵食によって形成された崖となっており、南側ほど高低差が大きく、傾斜もやや急になっている。現在、自然の崖は少なく、人工改変により切土・盛土がなされ階段状の地形となっている。

(3) 柳瀬川低地

柳瀬川低地は、武蔵野台地が柳瀬川によって侵食されてできた氾濫平野である。現在、志木市側の低地は、氾濫平野上に盛土して住宅団地として利用されている。富士見市との市界の一部は、柳瀬川を横断する形で設定されているが、昭和36年撮影の空中写真を見ると、市境がかつての柳瀬川の流路であることがわかる。また、現在の川幅は30m前後あり、昭和36年頃より川幅（堤外地）が拡幅されている。

2 地質

本市の表層地質を、武蔵野台地、谷底低地、氾濫低地及び自然堤防に分けて示す。

(1) 武蔵野台地

台地面は、関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われている。関東ローム層は、上部のローム土（赤土）と下部の凝灰質粘土に大別される。台地と低地の境は、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で地盤の軟弱化や雨洗によって台地側から運ばれて再堆積した軟弱土が分布する。

■地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯 (主部)	深谷断層、江南断層、 綾瀬川断層(北部)	8.0程度	ほぼ0%～ 0.008%	ほぼ0%～ 0.01%	ほぼ0%～ 0.03%	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯 (平井一掃挽断層帯)	平井断層、神川断層、 櫛挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯(綾瀬川断層)	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月、埼玉県防災会議)

4 河川

本市を流れる河川は、本市とさいたま市との境界を流れる荒川水系の本流である一級河川の荒川、富士見市から本市の中央を横断するように朝霞市へ流下し隅田川に合流する一級河川の新河岸川、本市と三芳町及び富士見市との境界を流下し、本市域で新河岸川に合流する一級河川の柳瀬川がある。

荒川は、その源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、大洞川、中津川、赤平川等を合わせ、秩父盆地を東流し、埼玉県中央部の平野を流下し、市野川、入間川等の支川を合わせ、本市とさいたま市の境界を流下し、その後東京都において隅田川を分派して東京湾に注いでいる。流域面積は2,940 km²、流路延長は173 kmで、このうち埼玉県では2,500 km²で、埼玉県全体面積の66%、東京都は440 km²で、東京都全面積の20%を占めている。

新河岸川は、川越の旧市街地を最上流にもち、川越市など埼玉県の南西部から、本市役所先で柳瀬川を合流し、途中黒目川や白子川等の支流を集めて東京都板橋区の荒川低地を流下し、北区志茂で隅田川に合流する。

新河岸川流域は、昭和30年代より急激に都市化が進展し、それまで山林や畑地に浸透していた雨水が、地表面を流れて河川に一気に流入することによる水害が、多発するようになった。近年は河川整備により、大規模な水害が発生することは少なくなったが、一部地域では浸水の可能性が残されている。

柳瀬川は、東京都瑞穂町及び埼玉県入間市に位置する狭山湖水道用地内の大沢・金堀沢に源を発し、狭山湖を経た後ほぼ都県境に沿って北東へ流れ、東京都清瀬市下宿で清瀬水再生センターの放流を受け入れ、本市域内で新河岸川に合流する。以前は、流域の生活雑排水で汚れた川となっていたが、下水道の普及やボランティアの清掃活動による効果により清流が戻りつつある。

5 気象

本市の最寄りの気象観測所であるアメダス所沢観測所において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

降水量について、日降水量の最大値は、平成11年(1999年)8月14日の熱帯低気圧により記録した255mmである。1時間降水量の最大値は、平成28年(2016年)8月22日の台風第9号により記録した76.5mmであるが、所沢観測所は、本市域を流れる柳瀬川の上流域に位置しており、本市ではこのときの豪雨により浸水被害が発生している(このときに

第3章 市民、自主防災組織、自警消防隊及び事業所の基本的役割

記録した降水量については、表中に灰色で示してある。)。また、年降水量の最大値は、平成10年(1998年)の2,159mm、最小値は昭和53年(1978年)の802mmである。

気温について、日最高気温の最高値は、平成9年(1997年)7月6日に記録した39.6℃、日最低気温の最低値は、平成13年(2001年)1月15日に記録した-7.8℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、平成8年(1996年)9月22日に記録した北北西の風16m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、平成23年(2011年)9月21日に記録した南の風28.8m/sである。

■【アメダス所沢観測所】観測史上1~5位の値(年間を通じての値)

要素名 \ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)	255 (平 11. 8. 14)	224 (平 10. 8. 28)	208.0 (平 28. 8. 22)	192 (昭 57. 9. 12)	184 (平 3. 9. 19)	昭 51. 4 平 29. 6
日最大10分間降水量(mm)	24.5 (平 22. 8. 18)	19.5 (平 25. 9. 4)	18.0 (平 21. 8. 7)	17.5 (平 25. 7. 23)	17.0 (平 28. 8. 22)	平 20. 3 平 29. 6
日最大1時間降水量(mm)	76.5 (平 28. 8. 22)	75 (平 4. 7. 15)	67.5 (平 22. 7. 5)	67.0 (平 22. 8. 18)	64.0 (平 22. 6. 29)	昭 51. 4 平 29. 6
年降水量の多い方から(mm)	2159 (平 10)	2060 (平 3)	1817.0 (平 20)	1799 (平 1)	1752 (平 12)	昭 51 平 28
年降水量の少ない方から(mm)	802 (昭 53)	860 (昭 59)	1051 (昭 62)	1066 (平 8)	1104 (平 7)	昭 51 平 28
日最高気温の高い方から(℃)	39.6 (平 9. 7. 6)	39.0 (平 9. 7. 5)	38.7 (平 19. 8. 16)	38.4 (平 27. 8. 7)	38.4 (平 19. 8. 15)	昭 52. 12 平 29. 6
日最低気温の低い方から(℃)	-7.8 (平 13. 1. 15)	-6.7 (平 13. 1. 16)	-6.6 (昭 59. 2. 7)	-6.5 (平 13. 1. 17)	-6.3 (昭 60. 1. 26)	昭 52. 12 平 29. 6
日最大風速・風向(m/s)	16 北北西 (平 8. 9. 22)	15.1 北 (平 28. 8. 22)	15.0 北 (平 23. 3. 16)	15 西北西 (平 14. 10. 1)	15 北西 (昭 55. 3. 10)	昭 52. 12 平 29. 6
日最大瞬間風速・風向(m/s)	28.8 南 (平 23. 9. 21)	28.2 南南東 (平 24. 4. 3)	26.6 南西 (平 22. 3. 21)	25.2 南南東 (平 24. 9. 30)	24.6 南東 (平 25. 9. 16)	平 20. 3 平 29. 6

注) 所沢観測所(埼玉県所沢市勝楽寺、(昭 50. 6. 11)昭 52. 12. 21 観測開始)

第2節 社会的条件

1 人口

(1) 人口等の推移

本市の人口は、昭和35年から平成2年までは順調に増加し、その後、平成12年まではほぼ横ばい傾向にあったものの、最近15年ははっきりとした増加傾向を示している。

それに対し世帯数は、昭和35年から現在に至るまで順調に増加している。

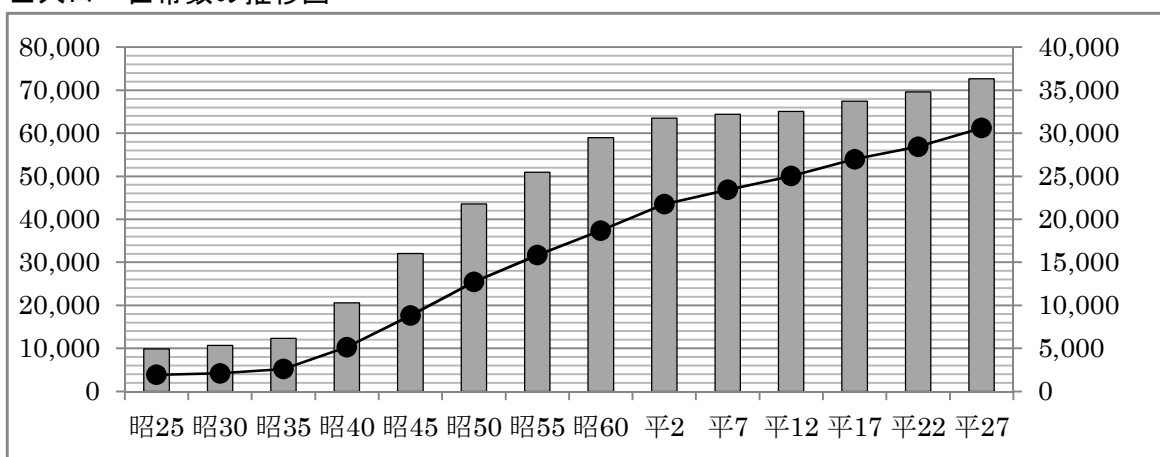
本市における平成27年の人口は72,676人、世帯数は30,607世帯となっている。

■人口・世帯数の推移表

[国勢調査、各年10月1日現在]

年次	世帯(世帯)	人口(人)		
		男	女	合計
昭和25年	1,926	4,860	5,006	9,866
昭和30年	2,091	5,254	5,427	10,681
昭和35年	2,599	6,090	6,224	12,314
昭和40年	5,140	10,500	10,072	20,572
昭和45年	8,817	16,292	15,755	32,047
昭和50年	12,713	22,211	21,337	43,548
昭和55年	15,847	26,110	24,815	50,925
昭和60年	18,679	30,152	28,783	58,935
平成2年	21,766	32,506	30,985	63,491
平成7年	23,435	32,918	31,512	64,430
平成12年	25,040	33,043	32,033	65,076
平成17年	26,993	33,990	33,458	67,448
平成22年	28,433	34,877	34,734	69,611
平成27年	30,607	35,998	36,678	72,676

■人口・世帯数の推移図



(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、年少人口が10,198人でその割合は13.4%、生産年齢人口が47,698人でその割合は62.9%、老年人口が17,938人でその割合は、23.7%であり、人口の約4人に1人が65歳以上となっている。

また、災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の人口は、8,259人で、その割合は10.9%となっている。

■年齢別人口

[住民基本台帳、平成29年8月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	10,198	13.4	5,254	4,944
生産年齢人口	15～64歳	47,698	62.9	24,362	23,336
老年人口	65歳以上	9,679	12.8	4,571	5,108
	(75歳以上)	8,259	10.9	3,536	4,723
合計		75,834	100.0	37,723	38,111

(3) 市外への就業・通学者数

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ従業・通学する者は、従業地・通学地で帰宅困難になる可能性がある。

本市から市外への就業者及び通学者の総数は26,999人で、うち県内が11,609人、県外へは14,913人となっている。県外に従業・通学するもののほとんどは都内への就業者及び通学者で14,913人となっている。

■本市からの就業者数及び通学者数(15歳以上)

区分		計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者		38,216	34,326	3,890
自市で従業・通学		8,712	8,113	599
他市区市町村で従業・通学		26,999	23,938	3,061
県内		11,609	10,087	1,522
新座市		2,288	2,013	275
朝霞市		2,052	1,931	121
さいたま市		1,438	1,155	283
川越市		953	673	280
富士見市		814	756	58
和光市		751	680	71
三芳町		628	625	3
所沢市		528	480	48
その他		2,157	1,774	383
県外		14,913	13,409	1,504
東京都		14,027	12,643	1,384
その他		886	766	120

注1) 従業地・通学市区町村「不詳・外国」(477人)を含む。

注2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」(2,505人)を含む。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」(平成27年10月1日現在)

(4) 昼夜別人口

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、本市に市外から従業・通学する者は、帰宅困難になり最寄りの駅前などで滞留者となる可能性がある。対象となりうる市外からの流入人口は、就業者9,465人、通学者2,082人、合計11,547人である。本市の常住人口(夜間人口)は72,676人であり、昼間人口は57,485人となっており、常住人口に比べ15,191人少ない。

■昼夜別人口

[国勢調査、平成27年10月1日現在]

昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			昼夜間 人口比率 (%)
		就業者	通学者	計	就業者	通学者	計	
57,485	72,676	9,465	2,082	11,547	23,938	3,282	26,738	79

注1) 従業・通学市区町村「不詳・外国」(482人)含む。

注2) 通勤者は、15歳以上のみ。通学者は15歳未満を含む。

(5) 要配慮者

ア 高齢者

平成29年9月1日現在の本市の高齢者人口(65歳以上)は、17,987人で高齢者人口比率は、23.7%で全国平均、県平均ともに下回っているが、人口の高齢化とともに要援護高齢者の絶対数は、増加していくものと推測される。

イ 乳幼児

平成29年4月1日現在、本市の乳幼児数は、4,298人(全体の5.68%)であり、そのうち、管内の保育園への入園は1,296人、幼稚園への入園は1,345人となっている。

ウ 障がい者

平成29年3月末現在、障がい者手帳の交付を受けている人は、2,668人で、知的障がい者(児)として療育手帳の交付を受けている人は411人、精神障がい者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は494人、身体障害者手帳の交付を受けている人は1,846人である。

エ 外国人

外国人の人口は、平成29年8月31日現在で1,665人となっている。国籍別では中国が710人で最も多く、次いでベトナム233人、フィリピン214人等となっている。

2 建物

建築基準法は、昭和46年に十勝沖地震(昭和43年)を教訓に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震(昭和53年)を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、震度6強から震度7程度の揺れに対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標として耐震設計基準が大幅に改正された。新耐震基準の有効性は、平成7年に発生し震度7の激震が適用された阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、昭和56年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。その後、平成12年にも建築基準法が改正され、部材接合部の金具や壁のバランスよい配置などに関する規定を追加して耐震基準(新・新耐震基準)が強化された。

しかし、同一地震、同一地域で震度7の揺れを2回記録した平成28年熊本地震では、新・新耐震基準を満足している建物でも全壊しているが、同法の耐震基準は、震度6強から震度7の揺れでも倒壊しない水準を求めているが、強い揺れに2度襲われることは想定されていない。

そのため、平成28年熊本地震の教訓を受け、国(国土交通省)では、建築基準のあり方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策について検討を行っている。

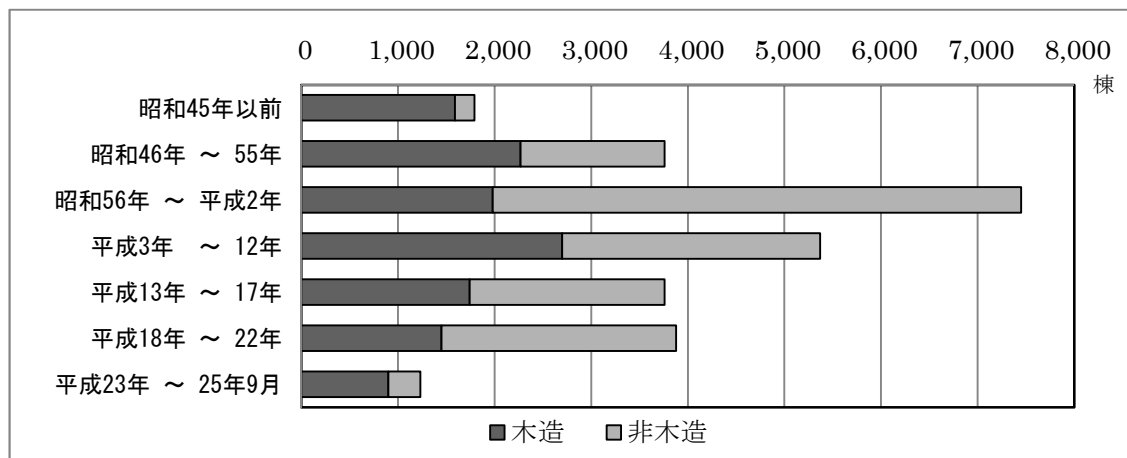
平成25年住宅・土地統計調査による本市の住宅棟数は、平成25年10月1日現在、全部で29,410棟あり、昭和55年以前に建築された住宅は5,550棟で全体の約20.4%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は1,790棟で全体の約6.6%となっている。

第3章 市民、自主防災組織、自警消防隊及び事業所の基本的役割

本市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。なお、耐震性能不足が懸念される建物は、昭和56年以前に建築されたものである。

■建築時期別、建物構造別住宅棟数

[平成25年10月1日現在]



■本市の建築時期別、構造別、建て方別住宅数

[平成25年10月1日現在]

区分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				
				総数	1～2階建	3～5階建	6～10階建	11階建以上
<住宅総数>	29,410	11,850	230	17,290	3,800	6,820	3,870	2,800
昭和45年以前	1,790	1,530	30	230	70	160	-	-
昭和46年～55年	3,770	2,090	30	1,660	270	710	390	280
昭和56年～平成2年	7,450	1,610	70	5,780	620	2,630	1,400	1,130
平成3年～12年	5,370	2,380	-	2,980	850	1,470	520	130
平成13年～17年	3,800	1,630	10	2,150	420	550	310	870
平成18年～22年	3,890	1,410	20	2,460	400	840	840	380
平成23年～25年9月	1,230	660	10	540	350	-	180	-
<木造(防火木造含む)>	13,680	11,120	230	2,330	2,280	50	-	-
昭和45年以前	1,590	1,490	20	70	70	-	-	-
昭和46年～55年	2,270	1,970	20	260	260	-	-	-
昭和56年～平成2年	1,980	1,500	60	410	400	20	-	-
平成3年～12年	2,700	2,170	-	520	520	-	-	-
平成13年～17年	1,740	1,560	10	170	170	-	-	-
平成18年～22年	1,450	1,280	20	150	150	-	-	-
平成23年～25年9月	900	640	10	250	250	-	-	-
<非木造>	15,670	690	-	14,940	1,520	6,770	3,870	2,800
昭和45年以前	200	30	-	160	-	160	-	-
昭和46年～55年	1,490	90	-	1,390	10	710	390	280
昭和56年～平成2年	5,470	120	-	5,370	220	2,620	1,400	1,130
平成3年～12年	2,670	200	-	2,460	340	1,470	520	130
平成13年～17年	2,020	60	-	1,960	240	550	310	870
平成18年～22年	2,430	110	-	2,310	250	840	840	380
平成23年～25年9月	330	30	-	280	100	-	180	-

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査報告」

3 交通

(1) 公共交通

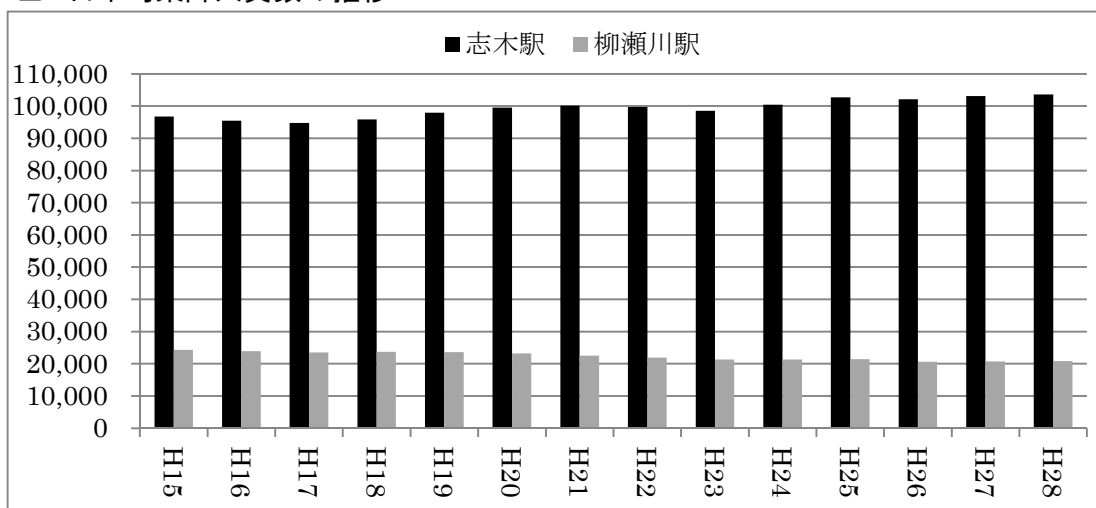
本市の鉄道路線は、市の西部を東部東上線が通っており、志木駅、柳瀬川駅が設けられ、有楽町線、副都心線、東急東横線の相互乗入もあり、交通の利便性は高い。

なお、志木駅は、志木市、新座市、朝霞市の3市の境界に近い位置に立地し、駅舎の大半は新座市にあり、所在地としての住所も新座市にあるが、東口の出口付近から東口バスターミナルにかけては志木市である。

志木駅の平成28年度の1日平均乗降人員数は、103,638人であるが、東上線では池袋駅、和光市駅、朝霞台駅、川越駅に次ぐ第5位となっている。東部鉄道全駅中、他線への乗り換えがない単独駅としては、乗降人員が最も多い駅である。

また、柳瀬川駅の平成28年度の1日平均乗降人員数の推移は、20,820人となっている。

■1日平均乗降人員数の推移



出典)「埼玉県統計年鑑」

(2) 道路交通

本市の主な道路は、市内を南から東へと抜ける主要地方道さいたま東村山線、南から北へと抜ける主要地方道保谷志木線、この保谷志木線と市域の北側で交差し富士見市で国道254号と合流する国道463号がある。

また、一般県道として一般県道と光志木線、一般県道川越新座線などが整備されており、比較的交通の便は良い。

このなかで、国道463号、主要地方道保谷志木線、主要地方道さいたま東村山線及び一般県道と光志木線が、県指定の緊急輸送道路に指定されている(道路位置図は、「(1) 県指定の緊急輸送道路」(震災対策編 P53) 参照)。

4 土地利用

(1) 土地利用の変遷

本市の土地利用は宅地が主である。本町等台地上の地区は古くから宅地として利用されてきた。また、昭和40年代以降は荒川と新河岸川に挟まれた宗岡地区や柳瀬川沿いの幸町・館地区及び柏町地区で農地から宅地への転換が盛んに行われている。

第3章 市民、自主防災組織、自警消防隊及び事業所の基本的役割

宗岡地区の荒川堤外地には水田がかたまって分布している。柏町等台地上には畑が分布しているが、規模は小さなものが多い。山林は、台地と低地の境をなす段丘崖に見られるのみで、大きな広がりを持たない。

■地目別面積の推移

[各年1月1日現在(単位:㎡)]

地目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
宅地	3,688,321	3,692,998	3,712,902	3,731,480	3,748,325	3,751,781	3,760,282
田	777,071	752,610	745,966	734,738	726,560	720,397	705,348
畑	496,186	473,387	464,073	454,173	443,006	438,095	429,696
山林	6,630	6,230	6,172	5,823	4,680	4,680	4,411
原野	5,856	5,857	5,857	5,857	5,454	5,454	5,454
池沼	0	0	0	0	0	0	0
雑種地	265,848	265,694	259,384	258,669	245,288	230,875	223,908
その他	3,820,088	3,863,224	3,865,646	3,869,260	3,886,687	3,898,718	3,920,901

資料) 総務省「固定資産の価格等の概要調書」

(2) 地域区分及び用途地域等

本市の市街化区域と市街化調整区域の割合は、70.8%と29.2%である。

■用途別面積

[平成29年3月31日現在]

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
総都市計画区域面積	905.0	100.0
市街化区域	641.0	70.8
第1種低層住居専用地域	38.0	4.2
第1種中高層住居専用地域	347.9	38.4
第1種住居地域	106.6	11.8
第2種住居地域	36.8	4.1
近隣商業地域	9.0	1.0
商業地域	13.0	1.4
準工業地域	89.7	9.9
市街化調整区域	264.0	29.2

資料) 「志木都市計画」より